

令和6年10月11日

事業者 殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部 支部長

職長 安全衛生教育講習会について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当支部の運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、掲題の職長教育は、安全衛生法第60条及び安全衛生規則第40条等により、新たに職務につくこととなった職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行うことを義務づけています。

当支部では、神奈川労働局通達「安全衛生教育計画」に適合したトレーナーによる講習会を下記の通り開催致しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年12月3日(火)・4日(水)
午前9時00分～午後4時40分
(両日とも受付は午前8時30分)
2. 場 所 (一財) 鶴見商工会館 1階 会議室
住所 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4 (鶴見商工会館内)
TEL. 045 (503) 0017 (事務局電話番号)
3. 定 員 32名 (定員になり次第〆切りとさせていただきます)
4. 対 象 ①新たに職務に就くことになった職長
②現に職務に就いている職長で受講されていない者
③その他作業者を直接指導又は、監督する者
5. 講 師 RSTトレーナー
6. 受講料 会員 1名につき 12,740円 (含 テキスト代・消費税)
一般 " 15,740円 (")
*NET申込の場合は300円の会員割引となります。
7. 受講証の交付 2日間の全課程修了者に「職長教育修了証」を交付します。

8. 申込方法

①申込書に必要事項を記入の上 **FAX** もしくはメール、または支部ホームページから**NET**申込してください。

<https://www.roaneikyo.or.jp/shibu/reserve/schedule.php?sibu=3>

- ②銀行振込の場合は申し込み可否状況をお確かめの上11月26日迄にお振込みください。
- ③申込後に受講を取りやめる場合は、前日迄に必ず事務局までご連絡ください。当日ご連絡のないまま取りやめた場合は受講料のお返しはできませんのでご了承ください。
- ④銀行振込の場合は、領収証の発行はいたしませんので、振込みご利用明細をご使用ください。もし、領収証が必要な場合には事前にご連絡ください。

◎ (公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4

TEL 503-0017 FAX 505-3411

◎ 横浜銀行鶴見支店

口座名 (公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 (普通) 0064420

〈振込手数料は貴社にてご負担ください〉

令和6年 月 日

(公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 (FAX: 045-505-3411)

職長 安全衛生教育講習会申込書

(ふりがな) 受講者氏名 (はっきり)		生年月日		担当職名	
		. .			
		. .			
		. .			
事業場名					
所在地		〒			
連絡担当者氏名		所属			
TEL		FAX			
受講料の支払についてご記入ください		該当する所を○で囲んでください			
		会員 (会員NO) 一般			
名分		円 令和6年 月 日		①銀行振込 ②鶴見支部へ持参	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、鶴見支部が責任を持って管理し、他に使用いたしません。